

●移住支援補助金について●

この補助金は、淡路島外から南あわじ市へ移住(UIJ ターン)する世帯が、南あわじ市で新しい生活をスタートするにあたり必要となる初期費用(礼金、仲介手数料)、引越費用、レンタカー費用(おためし居住世帯のみ)の一部を補助するものです。

おためし居住世帯とは？ 南あわじ市に住民票を異動せず、市内に居住する世帯
移住世帯とは？ 南あわじ市に住民票を異動する世帯

★補助対象要件

- 申請者が学生でないこと
- 世帯全員が転入日(おためし居住世帯は、契約日)直前の3年間継続して島外に住んでおり、市内に居住していること
- 転入日前後の3ヶ月以内(おためし居住世帯は、申請日前の1ヶ月以内)に世帯員のいずれかが市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること
- 申請者が補助対象費用を支払っていること
- 転入日から6ヶ月以内(おためし居住世帯は、契約日から1ヶ月以内)の申請であること
- 世帯全員が市税を未納していないこと
- 世帯員に南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員がないこと
- 過去にこの補助金を含め、市から住宅費に係る補助金等(新婚世帯家賃補助金を除く)の交付を受けたことがないこと

移住世帯のみ要件

- 申請時に就業・起業・テレワークのいずれかをしていること

★補助対象費用

- ① 初期費用 賃貸借契約するにあたり要した費用(礼金、仲介手数料)
※敷金、家賃は、補助の対象にはなりません。
- ② 引越費用 引越業者や運送業者に委託し支払った費用
- ③ 1ヶ月分のレンタカー費用 道路運送法上の許可を受けたレンタカー業者に支払った費用
※保険料、オプション料(チャイルド及びジュニアシート等)は対象外
※おためし居住世帯のみの対象費用になります。

★補助金額

- ① 初期費用(上限20万円)
 - ② 引越費用(上限 5万円)
 - ③ 1ヶ月分のレンタカー費用(上限5万円)
- 移住世帯:最大25万円(上記①②)
おためし居住世帯:最大30万円(上記①②③)

★ 必要書類

移住支援補助金

- 移住支援補助金交付申請書(様式第1号)
- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の転入前3年間の住所が確認できる書類(戸籍附票など)
 - ※住民票の写しで確認できる場合は提出不要
- 世帯全員の未納税額のない証明書(発行日から1ヶ月以内)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 住居の賃貸借契約書の写し ※必ず世帯員のいずれかが契約していること
- 初期費用・引越費用・1ヶ月分のレンタカー費用に係る領収書の写し ※必ず申請者が支払っていること
- 移住支援補助金アンケート
(移住世帯で就業の場合のみ)
 - 就業証明書
- 移住世帯で起業の場合のみ)
 - 個人事業の開業・廃業等届出書等の写し
- おためし居住世帯のみ)
 - 移住拠点訪問報告書



↑ 申請書ダウンロード ↑

※交付決定・確定通知後、移住支援補助金交付請求書(様式第7号)を提出し、補助金が支払われます。

★ 事業期間

令和3年度から令和8年度まで【令和3年4月1日から令和9年3月31日】

★ 相談・申請受付

- 受付期間 令和3年4月1日～令和9年3月31日(6年間)
 - ※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 ふるさと創生課(市役所 本館3階) ※書類は直接持参してください。

【問合せ先】南あわじ市役所 企画部 ふるさと創生課
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp